

日街発第 144 号
令和 5 年 11 月 16 日

川越都市計画事業
武蔵高萩駅北土地区画整理審議会
会 長 犬 竹 一 浩 様

川越都市計画事業武蔵高萩駅北土地区画整理事業
施行者 日高市
代表者 日高市長 谷ヶ崎 照 雄

換地設計基準第 11 条の規定により換地計画において特別な宅地として
定めた換地地積を変更することについて（諮問）

川越都市計画事業武蔵高萩駅北土地区画整理事業施行地区内の特別な宅地として
定めた換地地積を変更することについて、別添調書及び図面に基づいて定めたいので、
土地区画整理法第 98 条第 3 項の規定により、貴審議会の意見を伺います。

日 街 審 発 第 58 号
令 和 5 年 11 月 16 日

川越都市計画事業武蔵高萩駅北土地区画整理事業

施行者 日高市

代表者 日高市長 谷ヶ崎 照 雄 様

川越都市計画事業

武蔵高萩駅北土地区画整理審議会

会 長 犬 竹 一 浩

換地設計基準第 11 条の規定により換地計画において特別な宅地として
定めた換地地積を変更することについて（答申）

令和 5 年 11 月 16 日付け日街発第 144 号で諮問のあったこのことについては、下記
のとおりです。

記

原案に異存有りません。